

---

# 第1章 計画の概要

---

## 1. 計画策定の趣旨

わが国においては、急速に少子化が進行しています。また、子育てに対する不安や孤立を抱える保護者の増加、家庭や地域の養育力の低下、経済状況の悪化など、さまざまな課題への対応が求められています。このような中で、子育て中の親や子どもを支援する次世代育成に関する施策の充実を図ることが急務となっています。

少子化をくい止めることを目的に、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」や「少子化社会対策基本法」が制定され、本市においても「次世代育成支援行動計画」を平成 17 年 3 月に策定し、施策の推進を図っています。

出生数のさらなる減少などによって少子化は進んでおり、国が行った調査でも、出生の動向と子どもを生み育てたいという希望がかけ離れています。国民が希望する結婚や出産を実現できる環境を整備することが重要との考えのもと、希望するすべての人が子どもを預けて働けるように保育などのサービス基盤を確保するとともに、誰もがどこに住んでいても必要な子育て支援サービスを受けることができる子育て支援のあり方が国で示されています。

このような状況を踏まえ、子どもの健やかな成長、誰もが安心して楽しみながら子育てできる地域の構築を目指し、藤井寺市における子どもを取り巻くさまざまな分野の施策を総合的に推進していくため、「藤井寺市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。

## 2. 計画の位置づけと期間

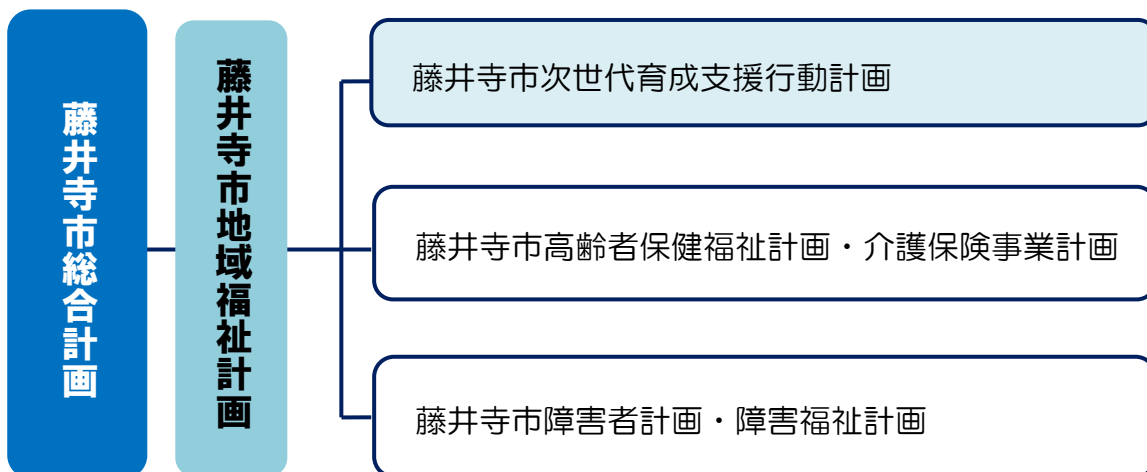
### (1) 計画の位置づけ

この計画は、平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に基づく藤井寺市の行動計画で、平成 17 年 3 月策定の藤井寺市次世代育成支援行動計画（以下「前期計画」という）に続く後期計画となります。

子どもや子育て家庭などを対象とし、藤井寺市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的にとりまとめたものです。

また、本市の上位計画である「藤井寺市総合計画」の部門別の個別計画として、藤井寺市の施策を総合的・一体的に進めるため、関連計画とも整合性を保ちながら策定しています。

さらに、平成 18 年 2 月作成の「藤井寺市母子家庭等自立促進計画」を包括した形で策定します。



### (2) 計画の期間

本計画の期間は、平成 17 年度から平成 21 年度を期間として策定した前期計画に引き続き、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。

### 3. 計画の策定方法

#### (1) アンケート調査を通じた市民ニーズの把握

計画策定に先立ち、保育ニーズや藤井寺市の子育て支援サービスの利用状況及び利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握するためアンケート調査を実施しました。

#### (2) 前期計画の実施状況等の点検

前期計画の見直しを行う際に、各施策や事業の現状、今後の方向性などを検討するため、関係各課を対象に前期計画の実施状況や子どもを取り巻く環境等について調査を行いました。

#### (3) 藤井寺市次世代育成支援行動計画策定委員会

計画の策定にあたっては、全市的な視野で総合的な検討を図るため「藤井寺市次世代育成支援行動計画策定委員会」を設置し、計画内容の検討を行いました。

